水戸基署発 1201 第 2 号 令 和 3 年 12 月 1 日

労働災害防止団体の長 殿

水戸労働基準監督署長

製造業における動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止等について(協力要請)

師走の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 日頃より、労働災害防止対策の推進につきましては、格別のご理解とご協力を 賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署では製造業における労働災害防止のため、動力機械によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止を重点として対策を推進、強化しています。

今般、動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を詳しく分析したところ、過去5年間に休業4日以上の死傷災害が101件発生しており、被災時の作業内容別では、動力機械の異常時等における非定常作業が69%を占めています。(別添資料参照)

非定常作業の災害のうち9割弱では、動力機械を停止させずに作業を実施したことが原因とみられ、非定常作業を行う場合は、動力機械を確実に停止させてから行うことなどが必要です。また、作業中の労働者を直接指導又は監督をする者(以下「職長等」といいます。)の果たすべき役割は非常に重要と考えられます。

つきましては、下記事項の傘下会員事業場に対する周知・啓発を含め、動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます

記

1 動力機械の安全カバー等の設置、非定常作業における運転停止の徹底 動力機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等、労働者に危険を 及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、安全カバー等を設置すること。 特に、動力機械の異常時におけるトラブル処理、修理、清掃等の非定常作業においては、動力機械の運転を確実に停止させてから行うことを徹底する。

#### 2 非定常作業の作業手順の作成

動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の多くが非定常作業において 発生していることから、上記1に留意の上、非定常作業に関する作業手順を 作成する。また、安全教育等を通じ、関係労働者に対し周知すること。

#### 3 職長等

労働安全衛生法第60条に基づく職長等教育を実施すること。また、職長等教育を行うべき業種以外ではあるが、製造業における災害の3割弱を占める食料品製造業においても実施することが望ましいこと。

職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長能力向上教育を行うものとされていることに留意すること。(令和2年3月31日付け基発0331第7号、厚生労働省労働基準局長通達)

定常作業はもとより非定常作業における職長等の果たすべき役割は重要と考えられることから、<u>リーフレット「職長等のみなさまへ~非定常作業のはさまれ・巻き込まれ災害の防止にご協力ください~」を活用し、職長等に対し周知、啓発を行うこと。</u>

以上

# 製造業の動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の分析 ~ 非定常作業の災害防止にむけて~

水戸労働基準監督署 安全衛生課

#### 1 災害発生状況

水戸署では、管内の製造業において平成 28 年 1 月から令和 2 年 12 月までの 5 年間に発生した「動力機械」による「はさまれ・巻き込まれ災害」の分析を行いました。

同災害は 110 件発生しており、被災時の作業内容別にみると、非定常作業が 76 件(69%)、定常作業(通常作業)が34 件(31%)でした。

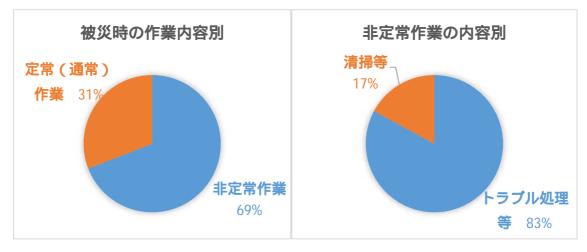
非定常作業の内容を詳しくみると、動力機械の異常時のトラブル処理、修理、 点検(以下「トラブル処理等」といいます。)において発生したものが63件(83%) 清掃等において発生したものが13件(17%)となっています。

製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害は、その多くが非定常作業で発生していますが、これらの災害を防止するためには、非定常作業の作業手順を定め、動力機械を確実に停止させてから行うことなどが必要と考えられます。

なお、定常(通常)作業での災害は、8割程度が動力機械の可動部等に覆い、 囲い、安全カバーが設置されていなかったことが原因とみられ、労働者に危険を 及ぼすおそれのある部分には安全カバー等を設置することが必要です。

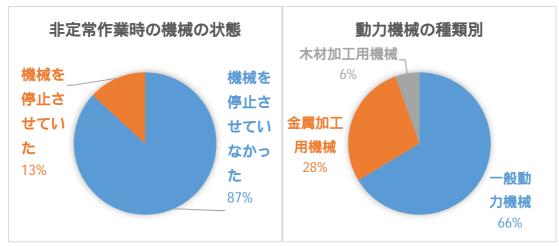
「動力機械」とは、一般動力機械、金属加工用機械及び木材加工用機械をいいます。

グラフ1 グラフ2





#### グラフ4



#### 2 非定常作業における災害防止にむけて

#### (1)作業手順の作成

製造業における動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の約7割が非定常作業において発生していますが、このうち9割弱が動力機械を停止させずに作業を実施したことが原因とみられる災害でした。また、これらの災害の中には、非定常作業時の作業手順が定められていないもの、定められていたが実際の作業では作業手順が遵守されていなかったものなどが見受けられました。

非定常作業の災害防止には、動力機械の運転を確実に停止してから行うこと (必要に応じて動力機械の電源を切ること)が重要と考えられ、そうしたルール を定めた作業手順を作成し、手順を遵守して作業を行うことが必要です。

#### (2)職長等の果たす役割

職長等については、労働安全衛生法第60条の規定により、新たに職長等の職務に就くこととなった場合に、安全または衛生のための教育(職長等教育)の実施が義務付けられています。また、職長等の職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び事業場内の機械設備等を大幅に変更した時に、「職長等能力向上教育」を行うこととされていいます。

製造業の労働災害防止を推進する上では、非定常作業におけるはさまれ・巻き込まれ災害をいかに防止するかが重要であり、職場において具体的な作業方法の決定や作業中の労働者を直接指導、監督する職長等の果たす役割は大きいと考えられます。

水戸署では関係団体と連携し、リーフレット「職長等のみなさまへ」を活用した周知、啓発を促進することとしています。

(2021.11 水戸労働基準監督署安全衛生課)

## 職長等のみなさまへ

~動力機械の「はさまれ・巻き込まれ災害防止」にご協力下さい~

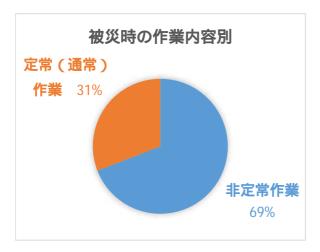
厚生労働省水戸労働基準監督署 一般社団法人水戸労働基準協会 一般社団法人太田労働基準協会

管内の製造業では、過去5年間(平成28年1月から令和2年12月)に動力機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」が110件発生しています。被災時の作業内容別では、非定常作業が76件(69%)、定常作業(通常作業)が34件(31%)でした。

非定常作業の内容を詳しくみると、動力機械の異常時におけるトラブル処理、修理、点検(以下「トラブル処理等」といいます。)において発生したものが 63 件(83%)、清掃等において発生したものが 13 件(17%)で、これらの非定常作業のうち 66 件(87%)では、動力機械を停止させずに作業を実施していたことが原因とみられる災害でした。

動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の多くが非定常作業で発生しており、これらの防止には、非定常作業の作業手順を定め、動力機械を確実に停止させて行うことが重要です。

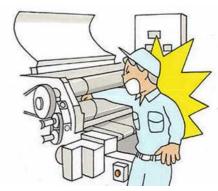
職長等のみなさまには、特に動力機械のトラブル処理等の非定常作業において、労働者が 安全に作業を行うよう直接指導、監督するなど、災害防止対策の推進にご協力をお願いしま す。





## 職長等のみなさまへのお願い

- 1 動力機械に異常が発生し、そのトラブル処理等の非定常作業を行う場合は、動力機械を確実に停止させてから行うことを徹底して下さい
- 2 労働者が安全に作業を行うよう、直接指導、監督して下さい



STOP!動力機械災害 動力機械のトラブル処理等は必ず機械を停止させてから行いましょう

## 動力機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の発生状況

## 事例 1 発生状況

## 対策のポイント

食品を個梱包する機械を使用中に、機械の可動部分に物が落ちたので、それを取り除こうとしたところ、 手指をはさまれ切断した。

なお、事業場では、機械を使用中に不都合が生じた 場合は、一時停止させて行うルールとなっていた。

## ・動力機械を確実に停止 させてから行う

・ルールを守り作業を行 うよう安全教育を実施す る

### 事例 2

フライス盤(金属などの加工に使われる工作機械) を操作中に、機械の可動部に製品を落としたため、と っさにそれを拾おうとしたところ、稼働中の機械の刃 部に巻き込まれて手指を不全切断した。

・動力機械を確実に停止させてから行う

### 事例3

印刷機を使用中に、印刷物のねじれを見つけたので、印刷機を停止させずに修正しようとしたところ、ローラーに手を巻き込まれ骨折した。

・動力機械を確実に停止させてから行う

## 事例 4

パン生地を分割する機械での作業が終了し、清掃作業を行っていたところ、誤って作動ボタンを押してしまい、手をはさまれた。

・機械の電源を遮断して 行うなど、誤操作しても 機械が作動しない状態で 清掃を行う

## (関係規則)

労働安全衛生規則第 107 条

事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

## (職長等の能力向上教育)

令和2年3月、製造業における職長等能力向上教育の実施に関する通達が厚生 労働省より示されました。(令和2年3月31日付け基発0331第7号)

職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね 5 年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長能力向上教育を実施することが求められています。

## 職長等能力向上教育を受講しましょう